

## 住民基本台帳カードに関する法令等の概要

### 1. 交付市町村、有効期間等

#### ① 交付市町村 = 住所地市町村

(住民基本台帳カードの交付)

法第三十条の四十四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己に係る住民基本台帳カード(その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録されたカードをいう。以下同じ。)の交付を求めることができる。

- 2 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した交付申請書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、その者に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳カードを交付しなければならない。

#### ② 二重交付の禁止・有効期間(10年)

(住民基本台帳カードの二重交付の禁止)

令第三十条の十四 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードが有効な限り、重ねて住民基本台帳カードの交付を受けることができない。

(住民基本台帳カードの有効期間)

第三十条の十六 住民基本台帳カードの有効期間は、住民基本台帳カードの発行の日から十年とする。

### ③ 転出時等の返納

・転出(付記転出を含む)、住民票コードの修正時、有効期間満了時、住民票が消除されたとき、法の適用を受けなくなった時

法第三十条の四十四

6 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、転出をする場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に返納しなければならない。

(住民基本台帳カードの返納)

令第三十条の二十三 法第三十条の四十四第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第三十条の二十一第一号、第二号又は第四号から第七号までの規定のいずれかに該当したとき。
- 二 住民基本台帳カードの再交付を受けた場合において、紛失した住民基本台帳カードを発見したとき。

2～4 略

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、いつでも、当該住民基本台帳カードを交付市町村長に返納することができる。

### ③' 住基カードの失効

返納の場合に加え、●死亡した場合、●カードの再交付の申請があった場合、●錯誤・過失により交付した住基カードの返納命令を出した場合。

(住民基本台帳カードの失効)

令第三十条の二十一 住民基本台帳カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- 一 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出をしたとき(付記転出届をしたときを除く。)
- 二 住民基本台帳カードの交付を受けている者が付記転出届をした場合において、当該付記転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過し、又は転入をした日から十四日を経過したとき。
- 三 住民基本台帳カードの交付を受けている者が死亡したとき。
- 四 住民基本台帳カードの交付を受けている者が法の適用を受けない者となったとき。
- 五 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票が消除されたとき(転出をし、又は前二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたときを除く。)
- 六 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。
- 七 住民基本台帳カードの有効期間が満了したとき。
- 八 第三十条の十八第一項に規定する場合に該当することとなった住民基本台帳カードにあつては、同項の規定により住民基本台帳カードの再交付の求めがあつたとき。
- 九 返納された住民基本台帳カードにあつては、当該住民基本台帳カードが返納されたとき。
- 十 次条第一項の規定により返納を命ぜられた住民基本台帳カードにあつては、同条第二項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずる旨を通知し、又は公示したとき。

## 2. 基本領域、券面 - 1. 記録事項等

- ① 券面記載事項
  - ・ 原則 氏名(法、令、規則)
  - ・ 希望者 氏名、生年月日、性別、住所(法、令、規則)、写真(規則36条)
  - ・ 住基カードである旨、発行市町村名、有効期限等(技術的基準)
- ② IC記録は、住民票コード(法・規則)  
相互認証情報、暗証番号(技術的基準)

(住民基本台帳カードの交付)

法第三十条の四十四 住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己に係る住民基本台帳カード(その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録されたカードをいう。以下同じ。)の交付を求めることができる。台帳に記録されている者は、その者が記録されて

(住民基本台帳カードの記録事項)

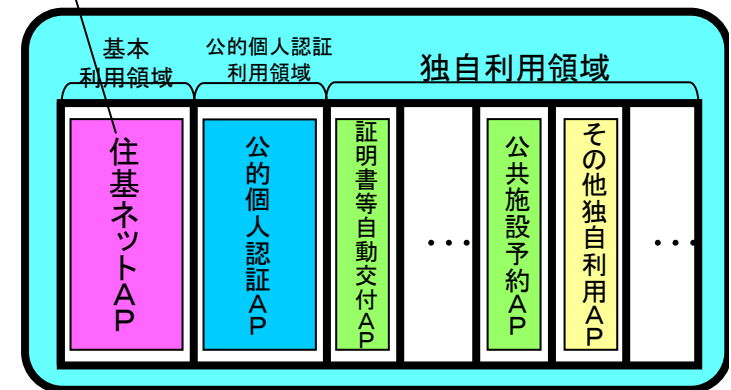
令第三十条の十二 法第三十条の四十四第一項に規定する政令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者(次条及び第三十条の十五において「交付申請者」という。)がその者に係る住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所が記録された住民基本台帳カードの交付を求める場合においては、住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所とする。

(住民基本台帳カードの表面記載事項等)

規第三十四条 法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(以下「住民基本台帳カード」という。)の表面に記載する事項は、氏名(別記様式第二に規定する住民基本台帳カードについては、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所)とし、半導体集積回路に記録する事項は、住民票コードとする。

(住民基本台帳カードの様式)

規第三十八条 住民基本台帳カードの様式は、別記様式第一及び第二のとおりとする。



## 2. 基本領域、券面 - 2. 基本領域利用目的(制限)

### (1) 基本領域の利用範囲、目的 (カード技術的基準第4)

#### ① 市町村の執行機関

券面多目的条例利用

●当該市町村の住民 → 市町村の事務に利用可能 (例:印鑑登録証明書交付時利用)

●他市町村の住民 → 法により本人確認情報の提供を求められる事務に限る

#### ② 都道府県の執行機関

#### ③ 国の執行機関

} → 法により本人確認情報の提供を求められる事務に限る

④ ①、②、③以外の者 → 利用してはならない

### 本人確認情報の提供範囲(法30条の7、8、10)

○ 別表 1(国の機関)

○ 別表 2(県内の市町村)

○ 別表 3(他の都道府県)

○ 別表 4(他の都道府県内の市町村)

○ 別表 5(都道府県) …… 公的個人認証への提供含む

○ 条例で定める事務 (他の都道府県、他の市町村)

○ 当該本人が同意した事務を執行するとき

○ 統計資料の作成を行うとき

### (2) 住民基本台帳カードによる本人確認情報の提供又は利用の方法(カード技術的基準第4)

●正当な保有者であることを暗証番号の照合により確認するとともに、住基ネットと相互認証をしアクセス権限を確認する。

●住民票コードを読み取る。運用状況を確認する。その上で、住基ネットから本人確認情報の提供を受け、又は利用する。

### (3) 基本領域の利用方法の例

#### ① 住民票の広域交付 → 住基カード又は総務省で定める書類を提示して実施 [他市町村]

(法第十二条の二、規第5条、事務取扱要領 第2-3-(2)-⑤-ア(ア)、(ウ)、(エ))

- 請求者の住民票コード又は請求者の出生の年月日及び男女の別  
請求者が住民基本台帳カードを提示した場合は、当該住民基本台帳カードから住民票コードを読み出す。
- 請求に係る住民の氏名及び住所  
住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行う。
- 本人以外の者による請求については、本人と同一の世帯に属する者が本人の住民基本台帳カードを提示し、代理権の授与等がなされていることを暗証番号の照合により確認することができた場合に限り、当該請求を受理することが適当である。

#### ② 転入転出特例 → 住基カードの交付をうけている者が、住基カードを添えて実施 [他市町村]

(法第二十四条の二、規第八条、事務取扱要領第4-4-(2))

- 付記転出届けをした後の最初の転入届をする者に住民基本台帳カードを提示させ、当該住民基本台帳カードから住民票コードを読み出す。
- 住民基本台帳カードを提示させ、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、届出書に記載された事項と照合することにより、最初の転入届をする者が本人であることを確認する。
- 転入地市町村長は、返納届を添えて、最初の転入届をした者の住民基本台帳カードを返納させ、そのカード運用状況を回収とし、転出地市町村長に通知する。

#### ③ 住基コードの記載事項変更 → 住基カード又は総務省で定める書類を提示して実施

(法第三十条の三、令第三十条の三、事務処理要領第2-2-(4)ア(ア)、(イ) )

- 変更請求書の記載事項  
請求者が住民基本台帳カードを提示した場合は、当該住民基本台帳カードから住民票コードを読み出すので、請求者の住民票コードについては明らかにさせることを要しない。この場合において、市町村職員は、当該読み出した住民票コードを請求書に記載する。
- 変更請求書の提出の際に提示させる書類  
住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、…

### 3. 公的個人認証へのIC部分の利用

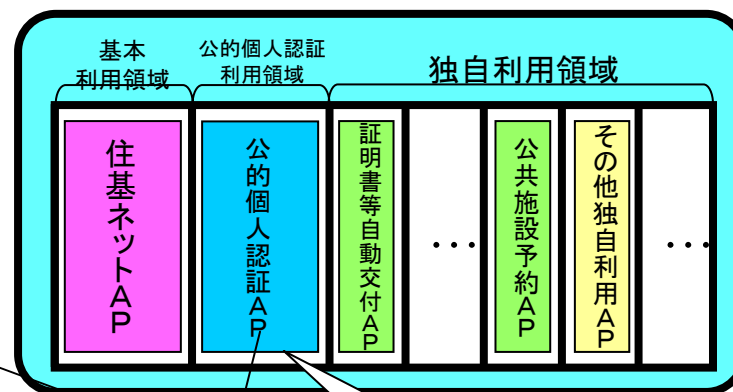
【住基カード(ICカード)のイメージ】

#### 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律

##### (電子証明書の発行)

##### 法第三条

4 住所地市町村長により利用者確認を受けた申請者は、住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて、総務省令で定める基準により、利用者署名符号及びこれと対応する利用者署名検証符号を作成し、これらを住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録するとともに、当該利用者署名検証符号を住所地市町村長に通知するものとする。



##### (電子証明書の記録事項)

法第七条 電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日
- 二 利用者署名検証符号及び当該利用者署名検証符号に関する事項で総務省令で定めるもの
- 三 利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)
- 四 その他総務省令で定める事項

##### (電子証明書の記録事項)

規第十六条 法第七条第二号に規定する電子証明書の記録事項は、利用者署名検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2 法第七条第四号に規定する電子証明書の記録事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該電子証明書を発行した都道府県知事の名称
- 二 当該電子証明書の用途に関する事項
- 三 その他総務大臣が定める事項

##### (利用者署名符号及び利用者署名検証符号を記録する電磁的記録媒体)

規第八条 電磁的記録媒体は、住民基本台帳カードその他の半導体集積回路を一体として組み込んだカード(住所地市町村長の使用に係る電子計算機の操作により利用者署名符号及び利用者署名検証符号を安全かつ確実に記録できるものに限る。)であって、総務大臣が定める技術的基準を満たすものとする。

## カード技術基準(公的個人認証サービス)

### 第5 住民基本台帳カードの公的個人認証サービス利用領域の利用

#### 1 住民基本台帳カードの領域間の独立性の確保

住民基本台帳ネットワークシステムが公的個人認証サービス利用領域に情報を記録し、又は当該領域の情報を読み取ることができない措置を講ずること。また、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが基本利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

#### 2 公的個人認証サービスアプリケーションにおける個人情報の保護

##### (1) 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の充足

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準(平成15年総務省告示第706号)第5条第2号から第4号までの要件を満たすこと。

##### (2) 必要最小限の個人情報の記録

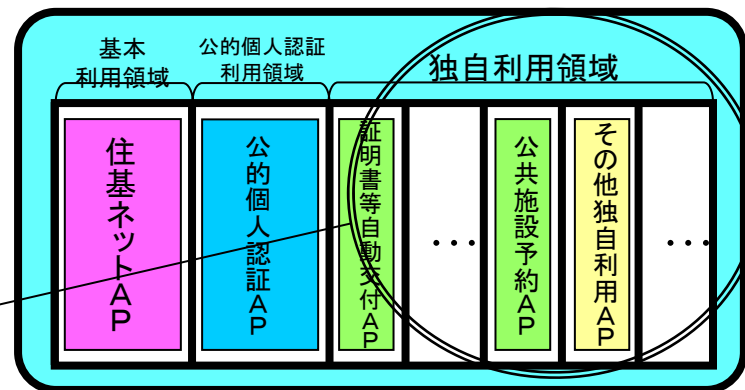
住民基本台帳カードの公的個人認証サービス利用領域内には、利用者署名符号(公的個人認証法第2条第2項に規定する利用者署名符号をいう。)及びこれと対応する利用者署名検証符号(同項に規定する利用者署名検証符号をいう。)、電子証明書(同法第3条に規定する電子証明書をいう。)並びに電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第7条第2項の規定により設定する暗証番号以外の個人情報を記録しないこと。

## 4. 独自利用(条例利用)領域の利用

【住基カード(ICカード)のイメージ】

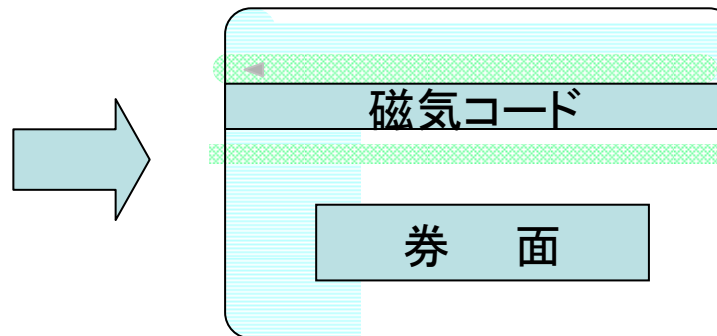
(住民基本台帳カードの交付)

**法第三十条の四十四 8 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。**



( 技術的基準 )

- IC に、住民基本台帳ネットアプリケーション、公的個人認証サービスアプリケーション、条例利用アプリケーション以外のアプリケーションを搭載してはならない。
- 住民基本台帳カードに貼り付けた磁気テープ等又はその券面を利用する場合においても、法第30条の44第8項の条例に規定する目的以外の目的に利用してはならない。
- 住民基本台帳カードの条例利用領域内には、特に必要性が認められる場合を除き、条例利用アプリケーションに係るシステムへアクセスするための利用者番号等以外の個人情報を記録しないこと。この場合において、当該利用者番号等には、住民票コードを使用しないこと。



- ※ 証明書自動交付機の請求者識別カードとしての独自領域の利用(住基事務処理要領)
- ※ 印鑑登録証としての独自領域の利用(印鑑登録事務処理要領)